平成２８年（フ）第４６０号
千葉市美浜区幸町２丁目13番４棟208号
債務者　江澤　仁郎
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１５号
千葉県船橋市大穴南２丁目２番11号
債務者　永井　美穂
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５１９号
千葉県市川市平田２丁目８番２号（Ｈａｐｐｙ　Ｈｏｕｓｅ　201号）
債務者　小沼　佳大
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６５０号
川崎市宮前区馬絹587番地１　Ｋ＆Ａビル302
債務者　鳥越久美子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
川崎市宮前区野川2245番地　県営　11―205
債務者　渡邉　常幸
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
川崎市宮前区東有馬２丁目14番21―２号　ビューコート　Ｄ棟２号室
債務者　鈴木カツ子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
川崎市川崎区藤崎４丁目９番１―201号　スタービル藤崎
債務者　吉野　久夫
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
川崎市高津区北見方２丁目28番35号
債務者　押田　燈
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
高知市比島町２丁目16番９号　サウスサイドながの302号
債務者　松吉　緑
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２０号
高知市中万々146番地39
債務者　木村　水絵
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８号
愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地７（107）
債務者　下村　拓也
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第７１号
愛知県豊橋市大村町字大賀里21番地１(201)、従前の住所愛知県豊川市大木町新町通334番地14
債務者　大山　智和
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月８日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２２０１号
大阪市西成区千本南２丁目14番10号　築山幸江　方
債務者　築山　睦仁
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０号
栃木県栃木市薗部町２丁目15番19号
債務者　荒川　雅之
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第３９号
愛知県豊橋市上野町字上原126番地（Ａ―301）
債務者　鈴木　文生
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６９号
愛知県豊川市新道町１丁目２番地　諏訪住宅１街区２棟502号
債務者　守山るみ子
1　決定年月日時　平成28年６月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部